



(令和6年度実施)

高等専門学校機関別認証評価の 見直しについて (4巡目、令和7年度～)

令和7年度以降に実施する
高等専門学校機関別認証評価に関する説明会

令和6年6月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



【前提として①】

4巡目では主に評価基準や評価方法・手順を見直し

評価の目的・方針・実施体制・スケジュール・費用等に大きな変更はない

※費用に関しては当機構内規の定めによる



【前提として②】

各校は評価の前年度（まで）に自己点検・評価を実施 その結果を基に認証評価を受ける

標準的なスケジュール（想定）

評価の前々年度→	(X0年度) X0年 6月頃	認証評価に係る説明会・評価担当者向け説明会 (評価の観点や対応すべき事項・取組の確認)
<u>評価の前年度</u> →	(X1年度) X1年 4月～	<u>各校において自己点検・評価を実施</u>
	X2年 3月～	事前相談①
評価実施年度→	(X2年度) 5月～	事前相談②
	6月末	自己評価書（ <u>自己点検・評価の結果を基に作成</u> ）を提出 〔 大学改革支援・学位授与機構による評価プロセス （書面調査～訪問調査） 〕
	X3年 3月末	評価結果確定・公表



高等専門学校機関別認証評価（4巡目）に向けた見直しの方針

- 内部質保証に関する観点は、引き続き重点評価項目として設定
- 分析の対象とする事項は概ね3巡目を踏襲しつつ、関連性の強い項目をまとめるなど、基準や観点の配置を組換、整理、統合
- 3巡目の評価の状況も踏まえつつ、多くの学校が既に対応できている項目は分析を簡略化するとともに、対応が十分ではない項目は引き続き詳細を確認



○内部質保証に関する観点は、引き続き重点評価項目として設定

- ・3巡目では、内部質保証システムの整備状況を重点的に評価。評価対象校において一定程度取組が行われていることを確認
- ・他方、内部質保証の重視の評価は3巡目からであること、中央教育審議会の高等教育に係る審議の状況も踏まえ、今後各校のさらなる取組が必要となると考えられることから、引き続き重点評価項目として分析

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」

（令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）

認証評価制度の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価結果により、どう改善されたかを評価し公表する形へと充実する。

【評価基準（抜粋）】

領域1 教育の内部質保証システム

基準

- 1-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 1-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること
- 1-3 【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること



【実施大綱（抜粋）】

I 評価の目的

高等専門学校からの求めに応じて機構が実施する高等専門学校機関別認証評価は、以下のことを目的としています。

- ① 高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。

II 評価の基本的な方針

(4) 内部質保証の重視

高等専門学校が継続的に自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることに
より、教育研究活動等の質を維持し向上を図る（内部質保証）ためのシステムが整備されていることを重
点的に評価します。

評価に当たっては、各高等専門学校の内部質保証システムの検証を通じ、高等教育機関として自律的に
行うことが求められる教育研究活動等に係る課題の把握と分析、及びその対応と改善という、一連の過程
が実現されていることを確認します。

V 評価の実施方法

② 機構における評価

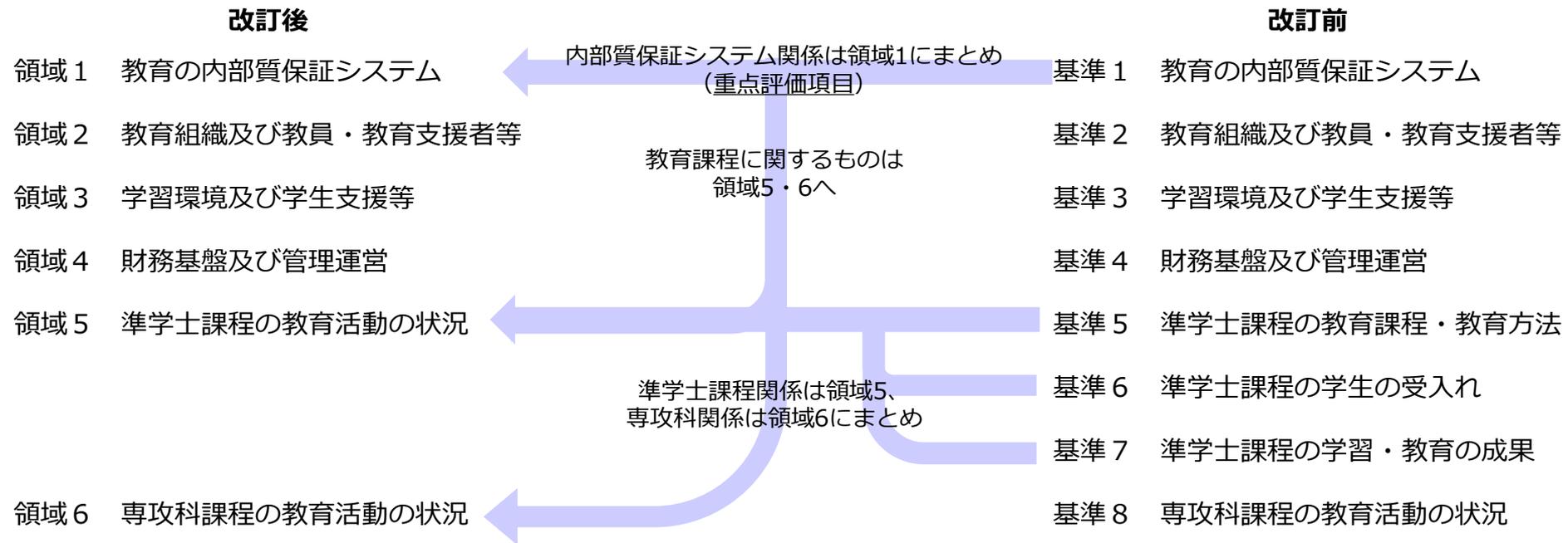
- (v) 重点評価項目として位置付ける内部質保証の体制において「改善を要する点」としての指摘があつた場合は、他の「基準」の状況如何に関わらず、「高等専門学校評価基準に適合していない」と判断します。



○分析の対象とする事項は概ね3巡目を踏襲しつつ、関連性の強い項目をまとめるなど、基準や観点の配置を組換、整理、統合

- ・ 領域1を重点評価項目である内部質保証システム関連としてまとめ
- ・ 3つのポリシー等教育課程に関するものは領域5（学科）・領域6（専攻科）に集約

…など





○3巡目の評価の状況も踏まえつつ、多くの学校が既に対応できている項目は分析を簡略化するとともに、対応が十分ではない項目は引き続き詳細を確認

- ・3巡目までの評価において、改善を要する点の指摘がほとんどなく、各校の対応が十分と思われる観点（学生支援関係、管理運営関係の一部など）に係る分析手法や根拠資料・データ等を簡略化
- ・引き続き確認が必要と思われる事項は、従来と同様に詳細を分析

【簡略化した観点等の例】

(旧観点3-1-②) ICT環境の整備	→	廃止
(旧観点3-1-③) 図書館の整備	→	(観点3-1-③) 図書館の整備及び活用状況の根拠資料を「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」（日本図書館協会）の結果により代替可能
(旧観点3-2-③) 特別な支援が必要な学生	→	(観点3-2-②) 支援体制に係る規定・体制整備の状況・学生への周知状況等を確認 支援実績（件数等）の説明は不要
(旧観点4-1-①～④) 収支計画の策定と学内関係者への周知 教育研究活動に係る資源配分プロセス	→	(観点4-1-①～②) 個別の観点としては廃止 設置者の財務の状況・関係情報公表・監査等の状況の説明により代替可能



主な見直し内容

1. 高等専門学校評価基準及び自己評価実施要項に規定する内容・構成等の見直し
(評価基準及び自己評価実施要項の改訂)
2. 重点評価項目の段階別評価(3段階)の廃止
3. 「改善を要する点」の一本化
4. 「改善状況の報告」及び「追評価」の必須化
(実施大綱、自己評価実施要項、評価実施手引書の改訂)
5. 訪問調査の実施方法の見直し
(訪問調査実施要項の改訂)



1. 高等専門学校評価基準・自己評価実施要項等に規定する内容・構成等の見直し

- 「高等専門学校評価基準」の構造を、「基準」「評価の視点」「観点」の3層から、「領域」「基準」の2層に整理。教育活動等の状況をより丁寧に評価し評価結果に反映できるよう、評価の判断対象を「評価の視点」に変更、名称も「基準」に改め。
- 評価対象校が自己評価書を作成する際の手引きである「自己評価実施要項」に、各基準を構成する観点ごとの分析の手順、根拠資料の例、根拠条文、留意点等を解説。

3巡目	4巡目
<p>【高等専門学校評価基準の構成】 基準（評価の判断対象の単位／評価の視点の区分） 基準1 教育の内部質保証システム</p> <p>評価の視点（観点の区分） 評価の視点1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p> <p>観点（具体的な分析の対象） 観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p>	<p>【高等専門学校評価基準の構成】 領域（基準の区分） 領域1 教育の内部質保証システム</p> <p>基準（評価の判断対象の単位） 基準1-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること</p> <p>（自己評価実施要項に移動）</p>
<p>【自己評価実施要項の構成】 自己評価書作成要領</p>	<p>【自己評価実施要項の構成】 自己評価書作成要領 観点（具体的な分析対象／基準の構成要素） 観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること 【分析の手順】(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めていることを確認する。… 【観点到る根拠資料・データ】・自己点検評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等【関係法令等】(法)第109条 (施)第166条…</p>



2. 重点評価項目の段階別評価（3段階）の廃止

- 内部質保証システムに関する基準である重点評価項目において「優れて満たしている」「全て満たしている」「一部もしくは全部満たしていない」の3段階別で評価しているが、その結果の活用が困難であることから、これを廃止し、「満たしている」「満たしていない」の2種類で判断するように変更。
- 内部質保証の重要性に鑑み、重点評価項目である基準を満たさない場合は、「評価基準に適合しない」と判断。

3巡目	4巡目
<p>【重点評価項目（評価の視点1-1）の判断の手順】</p> <p>(1) 4つの観点の全てが求める状況にある 他の高等専門学校への波及効果も期待される先導的な優れた点が一つ以上改善を要する点がない →「優れて重点評価項目の内容を満たしている」</p> <p>(2) 4つの観点の全てが求める状況にある →「重点評価項目の内容を全て満たしている」 ※3巡目（H30～R3）の評価結果では、評価対象校48校すべてがこの判断</p> <p>(3) 4つの観点の一部が求める状況にはあるとは言えない →原則として「重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない」 →ただし、内部質保証システムの有効性に与える影響が直接的かつ重大でない と判断された場合、「重点評価項目の内容を全て満たしている」と判断</p> <p>（評価結果における活用の仕組みがなく、位置付けも曖昧）</p> <p>【重点評価項目】 評価の視点1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p> <p>観点1-1-①教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p> <p>観点1-1-②内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。</p> <p>観点1-1-③学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。</p> <p>観点1-1-④自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>【重点評価項目（基準1-1、1-2、1-3）の判断】 基準を構成する観点の分析に基づき、「基準を満たしている」「基準を満たしていない」のいずれかで判断</p> <p>【重点評価項目】 基準1-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること 基準1-2 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること 基準1-3 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること</p> <p>「基準を満たしていない」場合、「評価基準に適合しない」と判断</p>



3. 「改善を要する点」の一本化

- 「改善を要する点」「主な改善を要する点」「指定改善事項」の3つの区分について、評価結果を踏まえて対象校が改善に取り組むべき事項であることを明確にするため、「改善を要する点」として一本化。
- 要件として「法令等に抵触」「教育の質保証システムが機能しないおそれがある」ことを明確化。
- 「改善を要する点」の指摘がある場合「基準を満たさない」と判断。評価後はその対応の状況を報告する対象とする。

3巡目

【改善を要する点】

	抽出の方法	評価報告書への記載	各基準の判断との関係	評価後の取扱い
改善を要する点	基準ごとの分析により抽出	基準ごとの分析において記述	総合的に勘案	特になし
主な改善を要する点	改善を要する点から選択	評価結果の冒頭に記述	(基準の判断には用いない)	特になし
指定改善事項	改善を要する点から選択（「主な～」が全て含まれるわけではない）	「指定改善事項」との表記はない	(基準の判断には用いない)	評価結果とは別に学校に通知改善状況報告の対象

【改善を要する点の要件】

- 1) 対象高等専門学校を取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると判断されるもの。
- 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると判断されるもの。

4巡目

【改善を要する点】

	抽出の方法	評価報告書への記載	各基準の判断との関係	評価後の取扱い
改善を要する点	基準ごとの分析により抽出	評価結果の冒頭に記述	改善を要する点の指摘がある場合「基準を満たさない」と判断	対応状況報告の対象

【改善を要する点の要件】

- 1) 高等専門学校設置基準をはじめとする法令等に抵触すると認められるものや、内部質保証の体制が十分に整備されておらず教育の質保証システムが機能しないおそれがあるなど、改善の努力や工夫が必要であると判断されるもの。
- 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると判断されるもの。



4. 「改善状況の報告」及び「追評価」の必須化

- 評価基準に適合している場合には「改善状況の報告」、適合していない場合には「追評価」の制度を設けているが、評価実施後の各校の教育改善に十分活用されていない状況に鑑み、**必須化**。
- 期限までに指摘事項に対する対応状況の報告あるいは「追評価」の申請がなかった場合、機構ウェブサイトにおいてその旨を公表。次回の認証評価において、「改善を要する点」の候補として分析。

3巡目	4巡目
<p>【改善状況の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に適合していると判断された場合 ・「<u>指定改善事項</u>」が対象 ・<u>次の認証評価までの間</u>、報告することができる <p>・改善が認められた場合、公表済みの評価結果に改善がなされた旨を追記</p>	<p>【対応状況の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に適合していると判断された場合 ・「改善を要する点」が対象 ・評価実施の翌年度を1年度目として、3年度目までに報告することが必要 <p>・改善が認められた場合、公表済みの評価結果に改善がなされた旨を追記</p> <p>・期限までに報告がなかった場合、その旨をウェブサイトで公表、次回認証評価では「改善を要する点」の候補として分析。</p>
<p>【追評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に適合していないと判断された場合 ・「<u>指定改善事項</u>」の対応状況を分析 ・<u>評価実施の翌々年度までの間</u>、申請することができる <p>・改善が認められた場合、本評価と併せて評価基準に適合しているものと認め、その旨を公表</p>	<p>【追評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に適合していないと判断された場合 ・「改善を要する点」の対応状況を分析 ・評価実施の翌年度を1年度目として、3年度目までに申請することが必要 <p>・改善が認められた場合、本評価と併せて評価基準に適合しているものと認め、その旨を公表</p> <p>・期限までに申請がなかった場合、その旨をウェブサイトで公表、次回認証評価では「改善を要する点」の候補として分析。</p>



5. 訪問調査の実施方法の見直し

○訪問調査は、現地に往訪し2日間をかけて学校責任者等との面談や補完的資料収集を行うこととなっているが、現地調査とWeb会議を組み合わせることで、調査の精度は維持しつつ、日程短縮や調査当日対応の縮減などによる評価対象校の負担軽減を図る。

3巡目	4巡目
	<p>【訪問の事前】 事前の意見聴取（一般教職員・学生・卒業（修了）生） …書面（オンライン）による意見聴取を実施 成績評価資料等の確認…書面調査において確認（3巡目において特に確認された再試験・追試験等、限定された科目を対象）</p>
<p>【現地訪問】 ①教育現場の視察及び学習環境の状況調査 ②成績評価資料等の確認 ③面談による意見聴取（責任者、一般教員・支援スタッフ、現役学生） ④面談による意見聴取（卒業（修了）生）：現地へ訪問</p>	<p>【現地訪問】 ①教育現場の視察及び学習環境の状況調査 …現地へ訪問（Web会議実施前に評価部会委員（1名以上）が訪問） ※成績評価等に関し書面調査の結果懸念がある場合、組織的な措置の状況を聴取 （Web会議で実施） （事前の意見聴取で代替）</p>
	<p>【Web会議】 ①面談による意見聴取（責任者、一般教員・支援スタッフ、現役学生）</p>
<p>【日程】 現地訪問（2日間）</p>	<p>【日程】 現地調査（半日程度） + Web会議（1日）</p>



6. その他

①試験問題の再利用 (基準5-6【本科】・基準6-6【専攻科】 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること)

- ・ 認証評価で累次指摘されており、今後は改善が徹底されることが不可欠
- ・ 各校の内部質保証システムにより対応されるべき観点ではあるが、認証評価においては引き続き、各校のチェック体制・制度の整備状況に加えその機能の状況も一定の確認を行う

②教員の年齢・性別構成 (基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること)

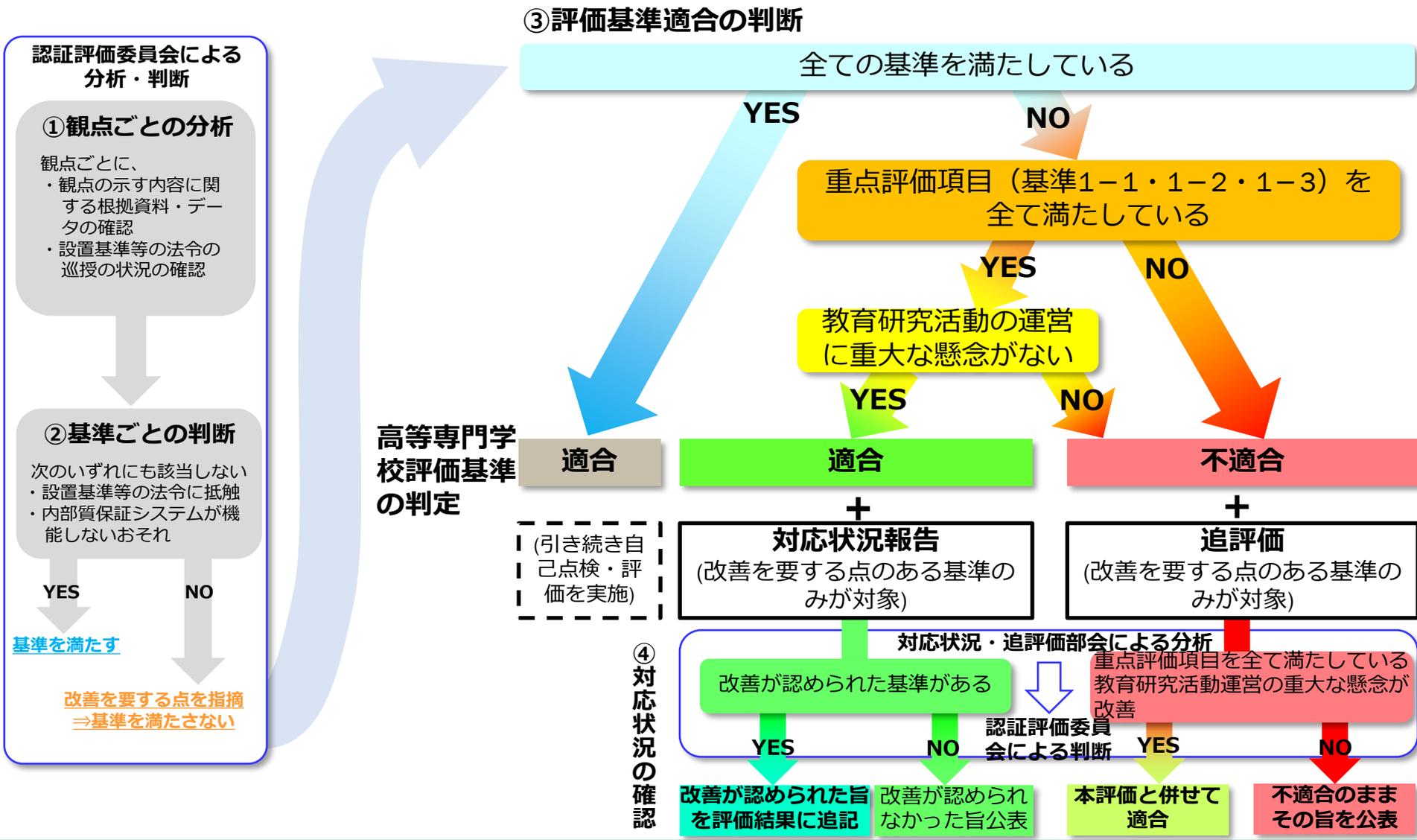
- ・ 分析の目安として一定の数値基準を提示
- ・ これに当てはまらない場合、その改善に向けた取組状況の説明を求める

③専攻科の入学定員の運用状況 (基準6-11【専攻科】 実入学者数が適切な数となっていること)

- ・ 適正であることの分析の目安として一定の数値基準を提示
- ・ これに当てはまらない場合、教育効果を担保するための取組状況の説明を求める
- ・ 訪問調査の事前意見聴取に専攻科生の教育環境に係る設問を設定



(参考) 高等専門学校機関別認証評価における評価プロセス





改善状況の報告 追評価



認証評価不適合の場合、「追評価」 適合したが改善を要する点の指摘がある場合、「改善状況の報告」

	本評価の結果	期限*	対象	結果の取扱い (改善が認められた場合)
追評価	不適合	3年度以内	改善を要する点 のある基準	本評価結果と合わせて適合 追評価結果として公表
改善状況の報告	適合だが、改善を要 する点の指摘あり	3年度以内	改善を要する点	公表済みの評価結果に改善の旨を 追記

*期限については、評価の次の年度を1年目として3年目までに実施すること。

3巡目は「学校が希望する場合、受けることが可能」 4巡目は「受けることとする」「対応がなされなかった場合はそ の旨を公表する」に変更

※追評価の申請や改善状況の報告がなかった場合
報告等はなされたが、指摘に対応したことが認められなかった場合



前回の認証評価で指摘された事項の対応が認めれない場合、重点評価項目である基準1－3(内部質保証の機能の状況))を満たさず、不適合となる

※**教育の内部質保証重視**の考え方に基づく

※追評価・改善状況の報告で十分な対応が認められなかった場合は、次回の認証評価において重点的に確認する



訪問調査の実施方法



【訪問調査A日程：半日程度】

- ・ 学校現地で実施
- ・ 評価委員（1名以上）
- ・ 授業の視察、施設設備等の確認
- ・ 成績評価資料等はA日程の事前に確認
- ・ 書面調査や成績評価資料の分析状況により、現地で確認が必要な事項の調査を行うことがある

※校内を案内できる職員等の手配（責任者等の同行は不要）

【訪問調査B日程：1日程度】

- ・ WEB会議により実施（学校現地には往訪しない）
- ・ 評価チームにより実施
- ・ 責任者、教職員、学生等との面談
- ・ 評価結果の作成に向けた講評

※卒業生等には事前にウェブアンケートを実施